

岩手県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成22年2月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 渋民川又線
- 2 供用開始の区間 盛岡市玉山区玉山字宮前77番1地先から日戸字鷹高50番33地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年2月9日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成22年2月9日から同年3月9日まで